新	旧	備考
貿易一般保険包括保険(鉄道システム)追加特約書	貿易一般保険包括保険(鉄道システム)追加特約書	
平成29年4月1日 17 - 制度 - 00023 沿革 <u>平成31年2月28日 一部改正</u>	平成29年4月1日 17 - 制度 - 00023	
と株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)は、 年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険(鉄道システム)特約書(以下「特約書」という。)の追加特約を下記のとおり締結する。	と株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)は、 年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険(鉄道システム)特約書(以下「特約書」という。)の追加特約を下記のとおり締結する。	
記	記	
第1条 (略)	第1条 (略)	
(追加特約の内容の変更) 第2条 別紙の内容は、特約書の締結時に輸出者等が設定するものとし、 特約書第1条に規定する期間中は変更しないものとする。ただし、当該 期間中における制度上の変更、組織変更又はこれに準ずる場合を除く。		
上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者 記名捺印の上、各自その1通を所持する。	上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者 記名捺印の上、各自その1通を所持する。	
年 月 日	年 月 日	
輸出組合名	輸出組合名	
株式会社日本貿易保険代表取締役社長名    印	株式会社日本貿易保険代表取締役社長名     印	
<u>附 則</u>		

新	旧	備考
この改正は、平成31年4月1日から実施する。		
(Dillet	/Filler )	
(別紙 )	(別紙 )	
特約書第1条に規定する輸出者等が である場合は、次に掲げる契約	る契約	
1 (略)	1 (略)	
2 一の契約の締結から翌月末日の間のいずれかの時点において、第1号及び第2号に該当するもの又は第1号及び第3号に該当するもの(保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。) 一 一の契約の相手方(一の契約の締結の相手方と当該一の契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下、同様とする。) が特約書第4条第2項各号のいずれかに該当する一の契約。	2 一の契約の締結から翌月末日の間のいずれかの時点において、第1号及び第2号に該当するもの又は第1号及び第3号に該当するもの(保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。) 一 一の契約の相手方(一の契約の締結の相手方と当該一の契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下、同様とする。)が特約書第4条第2項各号のいずれかに該当する一の契約。ただし、一の契約の相手方が海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人(SPC)である場合を除く。 二~三 (略)	